

Newsletter

NO.1611 2016. 11. 10



中国知的財産権の最新動向

2016 年 ID5 五庁会合が北京で開催に

11 月 1 日、中国国家知識産権局（SIPO）が主催する 2016 年工業品意匠中米欧日韓五庁会合（ID5）は北京で開催された。SIPO の申長雨局長が会議に出席し、SIPO を代表してその他 4 局の代表と共同で「2016 年工業品意匠五庁協力共同声明」に調印した。

（情報発信源：SIPO ウェブサイト）

SIPO が『専利審査指南改正案（意見募集稿）』を発表

SIPO が 10 月 28 日に『専利審査指南改正案（意見募集稿）』を発表し、審査指南の改正について公衆意見の募集を始めた。意見や提案は、2016 年 11 月 27 日前までに電子メールで国家知識産権局条法司（tiaofasi@sipo.gov.cn）に提出することができる。改正草案の内容は、以下のものを含む。

1. 「ビジネスモデルに係る請求項は、ビジネス規則及び方法に係る内容も含めば技術的特徴も含む場合には、専利法第 25 条に基づきその専利権取得の可能性を排除してはならない」とした。
2. 「コンピュータプログラムそのもの」が「コンピュータプログラムに係る発明」と異なることを更に明確にし、「媒体+コンピュータプログラムの流れ」の方法による請求項の作成を認めた。
3. 装置請求項にプログラムを含むことができることを明示した。
4. 「機能モジュール」を「プログラムモジュール」に改正した。
5. 明細書の開示が十分か否かの判断について、元の「出願日の後に提出した実施例と実験データは認めない」を「出願日の後に提出した実験データに対しては、審査官は審査を行うべきである。なお、後から提出した実験データが証明する技術的效果は、所属技術分野の当業者が専利出願に開示の内容から得られるものでなければならない」に改正した。
6. 無効審判手続きにおいて専利出願書類の補正制限をある程度緩めることとし、請求項にその他の請求項に記載の一つ又は複数の技術的特徴を追加して保護範囲を狭くすることを認めた。また、請求の範囲における明らかなミスに対する補正は認めることとした。
7. 前述の専利出願書類の補正制限をある程度緩める考えに鑑みて、請求人が専利復審委員会により指定された期限内に「補正内容」を対象に無効宣告の理由を追加し、且つ当該期限内に追加した無効宣告の理由について具体的に説明することを明示した。
8. 公衆が閲覧・コピーできる内容を増加し、公衆が閲覧・コピーできる内容の範囲を実体審査段階まで広げ、出願人に送付した通知書、検索報告及び決定書を閲覧・コピーできる内容に入れた。
9. 人民法院が財産保全を協力し、中止手続きを行うようと専利局に要求する場合、専利局は民事裁定書及び協力通知書に記載の財産保全期限に基づき関連の中止手続きを行うべきである。また、中止期限が満了後、人民法院は引き続き財産保全の協力が必要であれば、期限満了日までに引き続き保全協力の通知書を専利局に到着するように送付するべきであり、その通知書が規定に合うと認定されれば中止期限が延ばされる。

（情報発信源：SIPO ウェブサイト）

330 社の無資質専利代理機構が発表に

中華全国専利代理人協会はその公式ウェブサイトが無資質専利代理機構のリストを続々と発表し、2016 年 8 月

Newsletter

NO.1611 2016. 11. 10



12日から10月20日までに計13回、330社を発表した。詳細情報は下記URLをご参考ください。

[URL] <http://www.acpaa.cn/article/content/201609/3934/1.html>

(情報発信源：中華全国専利代理人協会網)

北京知識産権法院は技術調査官制度導入一周年、結審率が大幅上昇

北京知識産権法院10月25日の説明によると、昨年10月22日に同院に技術調査室が正式に設立されて以来、計25名の技術調査官が、出廷128件、保全・実地検証14件、技術諮問122件を含む250事件の技術事実の究明作業に参加し、技術審査意見を計110部発行した。技術系事件の結審率は同期比で87%上昇した。

(情報発信源：新華網)

商標局が、商標登録申請受理通知書の発行を3か月以内に承諾

10月30日、商標局はその公式ウェブサイトで、「商標登録申請受理通知書の発行時限を、約6か月から3か月以内に短縮する」という社会に対する承諾を実現するために、申請部が方式審査のプロセスを改革し、基準通りに商標登録申請受理通知書の発行を確保する方針を発表した。

(情報発信源：商標局ウェブサイト)

工商総局新規設立の第1陣13か所の商標登録申請受付所が全面試行に

11月1日、国家工商総局が第1陣として新規設立したハルビン市、南京市、蘇州市、寧波市、済南市、青島市、済寧市、洛陽市、湖北省、長沙市、懷化市、広西チワン族自治区、成都市に位置する13か所の商標登録申請受付所は、試行が全面的に始まった。

受付所は、指定区域内の商標登録申請の受理、規定料金の徴収のほか、商標登録出願書類を受け取りそして審査し、受理条件を満たしている商標登録出願に対して出願日の確定を行う役目を担当する。また、受付所は、商標登録証の交付代行に加え、問い合わせやコンサルティングなどのサービスも提供している。

(情報発信源：商標局ウェブサイト)

銀龍の会社ニュース及び実務代理コラム

弊社は「全国知的財産サービスブランド機構」育成活動を成功に終えた



ここ数年間、知的財産サービス業の成長と発展を促進するために、中国国家知識産権局は、「全国知的財産サービスブランド機構」育成事業を行ってきた。

弊社は、2014年に「全国知的財産サービスブランド育成対象機構」リストに入選してから、2年間の育成活動を経て、業務量、顧客数、実務の品質及びサービスの品質などの面でもいずれもさらなる向上を遂げてきている。

そして、このたび、中国国家知識産権局の委託を受けて中国知識産権研究会、中華全国専利代理人協会、中華商標協会、中国知識産権新聞社及び「中国知識産権」雑誌社などの機関

Newsletter

NO.1611 2016. 11. 10



が共同で実施した知的財産サービスブランド育成対象機構の成果鑑定において、弊社は順調に検定を通過し「全国的知的財産サービスブランド機構」の称号を勝ち取った。

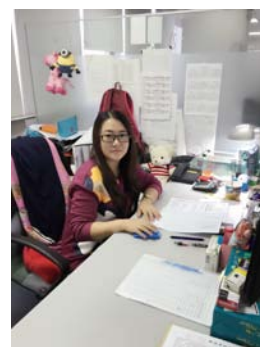
(人事部：兪躍進)

銀龍物語

Epi.12 わたしと彼女の物語

代理部秘書 G リーダ

張雪梅



彼女は、町田マキコ(お名前はカタカナにしています)さんであり、当時、北京のトラスト不動産の日本部長でした。2008年1月、大学最後の半年のインターン期間が始まり、お試しのつもりでこの会社に履歴書を送ったところ、思いがけず面接の通知を受け取りました。面接で初めてお会いした町田さんは、すごく美しい方であり、わたしが大好きな日本の女優の長澤まさみさんに似ており、とても44歳の女性には見えませんでした。彼女はおおらかで優雅な物腰で、わたしにすごくよい印象を与えました。一週間後、大学を出たばかりのわたしは、この会社の日本部に、期待と不安とを胸に抱きながら正式に入社することになりました。

トラスト不動産は、出張または駐在の日本人に短期または長期でサービスアパートメントを提供する会社です。そして、わたしの仕事は、主に短期の賃貸業務(ウィークリーマンション)であり、入居、退去および居住中において生じた問題の解決というサポート業務でした。大半の日本人クライアントは短期出張で中国にいられておりましたが、わたしたちが提供していたアパートメントはどれも中国の大家さんから借りた普通のマンションです。マンションの室内の設備や電気製品はどれも中国語で説明されており、この点などが中国語を読むことができない日本人クライアントに多くの不便や困難をもたらしていました。このため、入居が完了した後も、日本人クライアントからの電話がたくさん鳴るという状況でした。電話の内容は、例えば、お湯が出ない、トイレの水が詰まったなどでした。

その一方、社会人になったばかりで白紙と同様のわたしにとっても、そのような電話の対応は非常に困難なものでした。大学でビジネスマナーの授業はありましたが、その仕事を始めた後、大学の授業で学んだことだけでは到底対応できないことを知りました。仕事が始まったばかりの頃、中国式の電話マナーに慣れていたわたしは、電話の相手は自分を見ることができないので、電話中にいつも無表情で話をしていました。それを見た彼女は、すぐにわたしを制止し、「電話での連絡であっても笑顔で対応しなければならないし、心を込めてクライアントと話をしなければならず、それが日本人クライアントとの会話における正しい電話マナーなのですよ」と伝えました。

実際のところ、そのことを言われた直後はその意味をまったく理解しておらず、「笑っちゃうわよ」「あなたの笑顔が電話先の相手に見えるのかしら？」というような気持ちだけでした。彼女はわたしの気持ちをすぐに見透かし、テストをすることを命じました。わたしたちは2つの部屋に分かれ、お互い電話をかけあいました。そのテストを通じて違いを感じることができました。笑顔で電話をかけ、笑顔で電話に出たわたしは、自分に驚かされました。笑顔は相手側に自分の心からの気持ち

Newsletter

NO.1611 2016. 11. 10



を伝えることができるだけでなく、自分も晴れ晴れとしたうれしい気持ちになるということです。この電話マナーの出来事を始まりとして、彼女は自らの「まじめさ」「責任感」「我慢強さ」を徐々にわたしの心の中に染み込ませていきました。

入社後1年が経った後、彼女の粘り強く心を尽くした指導のおかげで、わたしの業務能力は大幅に高まり、学生から社会人への変身を実現できていました。わたしの仕事が軌道に乗ったまさにその頃、2009年5月1日、総経理から電話をもらい、彼女が北京の自宅で倒れ、日中友好病院に運ばれたところだと連絡を受けました。わたしは慌てて病院に向かいました。危険な状況を脱した彼女はまだ目を覚ましておりませんでした。医者は誰かが付き添う必要があると言い、わたしはその役目を希望しました。看病の最中は、彼女が目を覚ますことをいつもいつも願っていました。その5日後、彼女の母親が東京から来られました。母親はすでに80歳と高齢であり、また初めての中国であり、すべての事について不慣れでした。わたしは、彼女が目を覚ますまでの10日間、その母親と一緒に彼女を看病しました。母親は、東京で治療を受させることを決断し、その後、連絡が途絶えてしまいましたが、彼女の病状をいつも考えていました。

その年の9月のことです。彼女と母親が北京に来られ、わたしへのお礼の品を準備して会社まで来てくれました。彼女の病状は安定しているが仕事をするのは難しいとのことで、おそらくもう中国に来ることはできないとのことでした。そのとき以来、わたしたちが再会することはなく、連絡先もわからないままです。わたしにできることは健康を祈ることだけであり、もしもう一度お会いすることができるのなら「謝謝」と伝えたいです。

2010年にトラスト不動産を退職し、北京銀龍に入社しました。北京銀龍には多数の日本クライアントがおられますが、前職とは異なり日本人クライアントと直接電話でお話する機会はなくなりました。そのようなことから、今振り返ると、彼女に教えていただいたたくさんの知識は、ゆっくりとまるでわすれていくように薄れてきていたのだと思います。

実は、今年の12月のはじめに、わたしの日本出張が予定されています。まだ日本に行ったことのないわたしにとっては、その出張はチャンスであり、ある意味挑戦でもあります。その出張が決まった直後から、週末の日本語口語クラスに通い始めました。その口語クラスの授業中、いつも彼女のことが思い出され、彼女がわたしにしてくれた最初の電話マナーのレクチャーの様子がまるで昨日のこのように思い出されました。口語クラスの回数が進むにつれて、わたしの中の彼女の記憶が徐々に励起され、あたまのどこかに残されていた彼女との思い出やそのときの気持ちがわたしの脳裏に映し出されてきます。

北京銀龍に入社してからこれまでの間、日本クライアントに電話で問い合わせる仕事は日本部に依頼していましたが、この「わたしと彼女の物語」の執筆を通じてその仕事を自分でやるようにしたいという希望という考えが生まれました。このため、今後も継続して日本語の口語レベルの維持および向上のために努力するつもりです。もしかしたら、皆様がわたしからの電話をお受けになることもあるかもしれませんが、その際にはよろしく願いいたします ^_^。

以上

(銀龍物語 Epi.12 おしまい)

銀龍物語のBack Number: [http://www.dragonip.co.jp/sub33\(stories\).html](http://www.dragonip.co.jp/sub33(stories).html)

ご意見、ご要望、ご質問などがございましたら、忌憚なくご連絡をいただければ幸いです。

電話:0086-10-82252547

FAX:0086-10-82250563

E-mail: marketing@dragonip.com